

## 第5節 消火設備、警報設備及び避難設備の基準

### 第1 消火設備

#### 1 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備

政令第20条第1項第1号関係	・消火設備の基準
規則第33条関係	・著しく消火困難な製造所等及びその消火設備

- (1) 工場一棟全部が製造所等である場合の消防用設備は、法第10条第4項にのみ適合すればよい。  
また、工場の一部に製造所等がある場合、製造所等の部分は、法第10条第4項により設置し、これを除いた部分に法第17条の規定による消防用設備を設置すること。  
(昭和42年11月29日自消丙予発第102号質疑「消防用設備等に関する消防法第17条防火対象物と危険物施設との関係」)
- (2) 第1種から第3種の消火設備については、消火活動上及び延焼拡大防止上支障がないものと認められる場合にあっては、共用することを妨げない。
- (3) 規則第33条第1項第1号に規定する「延べ面積」とは、規則第30条第1号に規定する製造所等の建築物の床面積の合計をいい、屋外の工作物の設置面積は含めない。  
(平成元年3月22日消防危第24号通知「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)
- (4) 規則第33条第1項第1号に規定する「高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備」を有する製造所又は一般取扱所は、著しく消火困難な施設となるが、塔槽類はこの危険物を取り扱う設備に含まれる。  
(平成元年7月4日消防危第64号質疑「高さ6メートル以上で危険物を取扱う設備」)  
なお、この場合において、高さの算定の起算となる「消火活動上有効な床面」とは、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動を有効に行い得るものでなければならない。  
(平成元年3月22日消防危第24号通知「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)
- (5) 著しく消火困難な製造所又は一般取扱所で、高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う密封構造の塔槽類については、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を設けることにより、第3種消火設備を設けないこととして差し支えない。  
(平成2年5月22日消防危第57号質疑「塔槽類の窒素ガス送入設備」)  
この場合における窒素ガス送入設備については、次によること。  
ア 塔槽類の全容積を充満するに必要な窒素ガス量を5分以内で有効に送入できる設備であること。  
(原則として必要な窒素ガス量を保有すること。)  
イ 塔槽類が複数ある場合は、全内容積が最大の塔槽類の窒素ガス量を保有することで足りる。  
ウ 窒素ガスの送入口は塔槽類の液表面の直上部に取り付けること。  
エ 窒素ホルダー及び窒素ガスを放出するための操作弁等は、火災の際に支障のないように防護対象物からおおむね水平距離15m以上の距離を保有すること。ただし、防護壁等を設置する場合はこの限りでない。  
オ 操作弁は、操作の場所における床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の位置とし、その直近の見やすい箇所に第3種消火設備代替窒素送入設備の操作弁である旨及び当該操作弁の対象となる塔槽類を明示するとともに、圧力計を設けること。
- (6) 規則第33条第1項第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部は、次による。  
ア 換気又は排出設備のダクト等の床又は壁の貫通部分に、防火上有効なダンパー等を設けた場合は開口

部とはみなさない。

イ 第3章第4節 第4 一般取扱所 5 ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特例 (2)イ(1)で規定する排気筒の貫通部分は開口部とはみなさない。

(7) 規則第28条の5 7第4項に規定する一般取扱所で、当該一般取扱所に面して規則第28条の5 7第4項第7号ただし書きの規定による建築物の出入口を有しないものについては、規則第33条第1項第1号に規定する“当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの”として取り扱うことができるものとする。

(8) 規則第33条第1項第3号及び第4号に規定する「屋外又は屋内タンクの高さ」については、当該タンクを設置する地盤面を、又は2階以上の階に設置するものにあつては、当該階の床面を起算点として測定すること。

(9) 危険物を船舶に充填する一般取扱所、危険物を船舶から受入れ又は払出す移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所の附属設備である棧橋施設において、第3種泡消火設備を設置する場合にあつては、泡モニター・ノズル方式とすること。

(10) 規則第33条第2項第1号の表の右欄に規定する「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」については、次による。

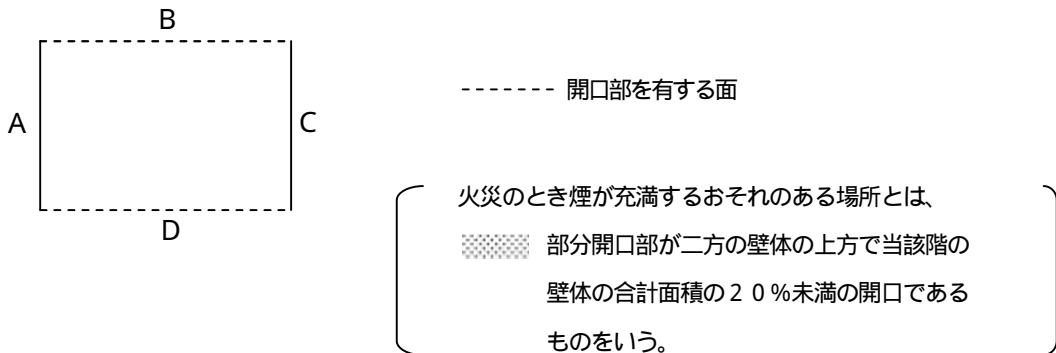
ア 上屋のみで壁が設けられていない場所は、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当しない。

(平成元年7月4日消防危第64号質疑 「火災のとき煙が充満するおそれのある場所以外の場所」)

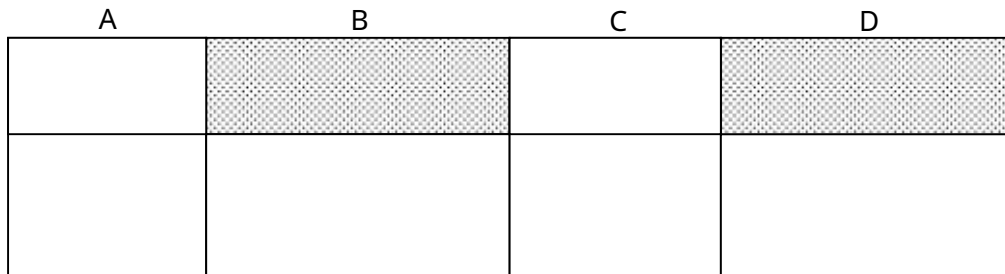
イ 「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当するものについては、次による。

(ア) 危険物を取り扱う2階以上の階で、外気に接する常時開放された開口部の合計面積(二方の壁体の上方で、階高の概ね2分の1より上方で算定する。)が、当該階の壁体の合計面積の20%以上を有しないもので、火災の際、煙の排除及び安全な消火活動等が困難な場所。

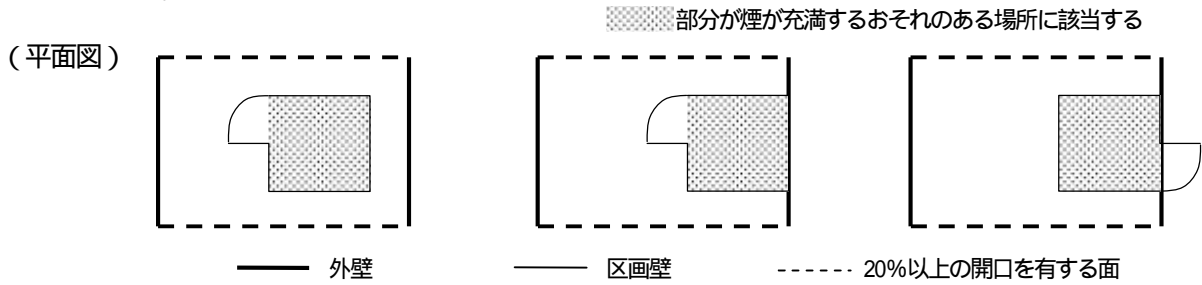
(平面図)



(展開図)



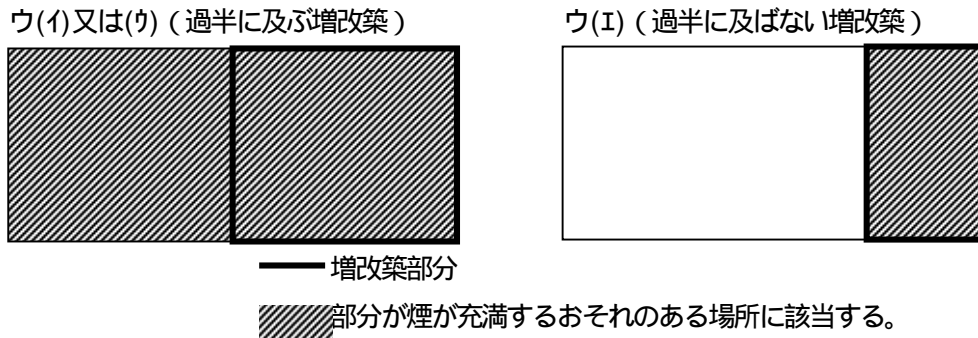
- (イ) 危険物を取り扱う2階以上の階で、当該階において、四方を区画して室内を設けて危険物を取り扱う場所。



ウ 改正政令（平成元年2月23日自治省令第5号改正（平成2年5月23日施行））以前の建築物の「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」又は範囲については、次による。

- (ア) 改築（開口部閉鎖又は区画等）又は新たに危険物を取り扱うことにより、上記イに該当することとなるもの。
- (イ) 上記イに該当している2階における過半に及び増築又は改築については、既設部分を含めた範囲とする。
- (ウ) 2階以上の当該階における過半に及び増築で上記イに該当することとなるものについては、既設部分を含めた範囲とする。
- (エ) 上記(イ)又は(ウ)以外の過半に及ばない増改築については、当該部分のみの範囲とする。

(例図)



- (11) 政令第19条第1項を適用する一般取扱所（以下「一棟規制する一般取扱所」という。）の消火設備は、原則として一般取扱所の規制を受ける建築物等全体に対し、必要な消火設備を設置することとなる。ただし、一棟規制する一般取扱所の一部に防火区画するなどして事務室等の危険物を取り扱わない部分が存する場合には、当該部分について、危険物の取扱いの状況、講じられる安全対策等を勘案した上で、法第17条に規定する消防用設備等の技術上の基準に準じて消火設備を設置することができるものとする。

なお、この場合、法第17条に準じて設置する消火設備は、法第10条第4項に基づき設置するものであって、政令第23条を適用するものであること。

- (12) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分（以下、「他用途部分」という。）を有する建築物に設ける一般取扱所（火災のとき煙が充満するおそれがある場所に設けられるものに限る。）については、他用途部分との隔壁等が耐火構造で造られ、かつ、当該隔壁等に開口部を有しないものである場合を除き、建築物その他の工作物及び危険物を包含するように第2種又は移動式以外の第3種の消火設備を設ける必要があるとされているが、下記の一般取扱所については、政令第23条を適用し、当該消火設備を設けないことができる。

（平成10年10月13日消防令第90号質疑 「建築物内に設置される自家用充電設備の消火設備について」）

ア 設置場所

地上1階地下2階の耐火構造の建築物の地下2階部分の室内

イ 取扱いの形態

自家用発電設備により危険物（軽油）を消費する一般取扱所（令第19条第2項適用）

ウ 消火設備

室内に全域放出方式の不活性ガス消火設備が設置され、かつ、一般取扱所の各部分から歩行距離が20m以下となるように第5種の消火設備（粉末消火器）が設置されていること。

エ その他

一般取扱所が設置される建築物の室内の内装は、不燃材料で仕上げられるとともに、一般取扱所に設置される設備等は、電気配線の被覆材等必要最小限のものを除き、不燃材料で構成されている。また、当該一般取扱所には、必要最小限のものを除き、可燃物が存置等されないよう管理がなされている。

- (13) カーバイドの貯蔵タンクの消火設備として設ける第5種消火設備に適應するものは、乾燥砂しかなく、当該設置には相当量が必要となることから、これらのタンクについて、消火に十分な量の窒素ガスを保有する窒素ガス送入設備を持つものについては政令第23条を適用し認められる。

（昭和37年4月6日自消内予発第44号質疑 「カーバイド・タンクの窒素ガス送入装置」）

- (14) 架構の3階相当以上で、当該階において有効に消火活動が実施できないと認められる狭隘な床面（おおむね水平距離1.5m未満で包含される場合）については、第1種、第2種又は第3種の消火設備に代えて次の消火設備を設置することで足りる。

ア 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのあるものについては、第3種移動式粉末消火設備。

イ 当該階において危険物の貯蔵又は取扱いのないものについては、第4種の大型消火器。

- (15) 危険物の貯蔵又は取り扱いのない計器室又は電気室等（外壁及び間仕切壁を耐火構造とし、開口部を自動閉鎖の特定防火設備としたものに限る。）については、政令第23条適用のもと第1種、第2種又は第3種の消火設備に代えて、第4種の大型消火器を設置することで足りる。

- (16) 著しく消火困難となる屋内給油取扱所（上階に他の用途が存する一方開放の屋内給油取扱所）に設置する消火設備は、次によること。

ア 第3種の固定式泡消火設備

その放射能力範囲が固定給油設備等を中心とした半径3mの範囲及び漏えい局限化設備を包含するように設けること。

（平成元年3月3日消防危第15号通知 「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」）

イ 第3種の泡消火設備を設置する場合、消火薬剤タンク、ポンプ等を給油取扱所の敷地外に設け、他用途部分と兼用してもよい。また、消火設備能力の算定にあたっては、給油エリアとローリー荷卸し場を別個に放射するものとし、いずれか大きい方の放射能力とする。

（平成元年5月10日消防危第44号質疑 「敷地外に設ける消火薬剤タンク等」）

ウ 第4種の消火設備

その放射能力範囲が可燃性蒸気の滞留するおそれがある建築物を包含（歩行距離30m以内）するように設けること。

エ 第5種の消火設備

屋外給油取扱所における第5種の消火設備の例によること。

- (17) 規則第33条第2項第2号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれがある建築物又は室」に該当するものについては、次によること。

ア 製造所又は一般取扱所において、引火点40未満の危険物又は、引火点以上の温度状態若しくは噴霧状にある危険物を吹付塗装、開放槽による攪拌作業等大気にさらす状態で貯蔵し又は取り扱う壁体を有する建築物又は室。

イ 製造所又は一般取扱所において、可燃性の微粉が滞留するおそれのある壁体を有する建築物又は室。

(18) 規則第33条第2項第4号に規定する「作業工程上、消火設備の放射能力範囲に危険物の全部を包含することができないとき」とは、類を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱うことにより、政令別表第5に掲げる消火に適應する第1種、第2種又は第3種消火設備を併設しなければならない場合において、一方の危険物の貯蔵又は取り扱う量が、指定数量の10倍未満であるものが該当する。

(19) 上記の他、「消火設備の技術上の基準」については、別記34「消火設備」によること。

(20) 著しく消火困難な製造所又は一般取扱所における消火設備の設置例を下記に示す。

ア 消火設備の設置に係る施設の概要

(立面図)			架構5階相当(危険物の貯蔵又は取扱い なし)
50m <sup>2</sup>			狭隘な床面
50m <sup>2</sup>			架構4階相当(危険物の貯蔵又は取扱い あり)
			狭隘な床面
400m <sup>2</sup>	3階	煙が充満するおそれのある場所	
400m <sup>2</sup>	2階	煙が充満するおそれのある場所	計器室又は電気室
400m <sup>2</sup>	1階	可燃性の蒸気が滞留する室 (危険物の取扱が30倍)	

イ 設置する消火設備

- (ア) 1階・・・第3種屋外泡消火栓+第4種大型消火器及び第5種小型消火器3単位(可燃性の蒸気が滞留する室)+第5種小型消火器4本(電気設備)
- (イ) 2階・・・第3種泡ヘッド+第4種大型消火器(計器室等)+第5種小型消火器4本(電気設備)
- (ウ) 3階・・・第3種泡ヘッド+第5種小型消火器4本(電気設備)
- (エ) 架構4階相当・・・第3種移動式粉末消火設備(15m包含)+第5種小型消火器1本(電気設備)
- (オ) 架構5階相当・・・第4種大型消火器+第5種小型消火器1本(電気設備)
- (カ) 付加設置・・・第4種大型消火器は歩行距離30m以下ごと、第5種小型消火器は歩行距離20m以下ごとに設置

注1 電気設備等の増設又は変更が予想される製造所等として床面積にて計上している。

注2 第5種小型消火器については、10型以上とする。

2 消火困難な製造所等及びその消火設備

政令第20条第1項第2号関係	・消火設備の基準
規則第34条関係	・消火困難な製造所等及びその消火設備

(1) 屋外タンク貯蔵所に設置する第4種の消火設備については、当該消火設備の包含範囲内にある隣接のタンクと共用することができる。

(昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知)

(2) 消火困難となる屋内給油取扱所に設置する消火設備は、次によること。

ア 第4種の消火設備

- (ア) その放射能力範囲が建築物、その他の工作物及び危険物を包含するように設けること。
- (イ) 規則第25条の4第1項第5号(住居等)の用に供する部分を包含するように設けること。

(平成元年5月10日消防令第44号質疑)

イ 第5種の消火設備についてはその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の5分の1以上、電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設けること。

- (3) 第1種、第2種又は第3種の消火設備を設けることで、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる場合の当該消火設備は、政令第20条第1項第1号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。

(平成元年3月22日消防第24号通知 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

ただし、屋外タンク貯蔵所については、消火に適応する第1種又は移動式の第3種の消火設備とすることができる。

### 3 その他の製造所等の消火設備

政令第20条第1項第3号関係	・消火設備の基準
規則第35条関係	・その他の製造所等の消火設備

- (1) 移動タンク貯蔵所に設置する消火設備については、道路運送車両法に定める車両に備え付けの消火器と兼用できるものとする。
- (2) 第4類のアルコール系の危険物を取り扱う給油取扱所において、第5種の粉末消火設備を設置する場合の能力単位については、規則第35条第3号に規定する当該危険物の所要単位の数値の2倍に達するように設けること。
- (3) 規則第35条第3号に規定する製造所等については、建築物、その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達する能力単位の数値の第5種の消火設備に、電気設備に対する第5種の消火設備を加算したもので下表の例によること。

<消火設備の所要単位の算定について>

対象物		対象物の所要単位又は本数	第5種消火設備の設置数
建築物	外壁が耐火構造の場合	$\frac{\text{延面積 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2} \text{ ---- (A) 単位}$ (貯蔵所は150m <sup>2</sup> )	$\frac{(A) \text{ 又は } (A') + (B)}{\text{能力単位 (A火災)}}$ = E 本数以上 (少数点以下切り上げ、以下同じ。)
	外壁が耐火構造以外の場合	$\frac{\text{延面積 (m}^2\text{)}}{50\text{m}^2} \text{ --- (A') 単位}$ (貯蔵所は75m <sup>2</sup> )	
屋外の工作物		$\frac{\text{工作物の水平最大面積の合計 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2} \text{ ---- (B) 単位}$	
危険物		$\frac{\text{指定数量の倍数}}{10\text{倍}} \text{ ---- (C) 単位}$	$\frac{(C)}{\text{能力単位 (B火災)}}$ = F 本以上
電気設備		$\frac{\text{電気設備のある場所の面積 (m}^2\text{)}}{100\text{m}^2} \text{ ---- D本}$	D本以上 (C火災)

注1 設置必要数は、E + F + D本とする。

注2 屋外給油取扱所について、上記設置必要数の他に一の地下タンクにつき2個の第5種消火設備の設置を要しない。

(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

- (4) 第1種から第4種までの消火設備を設置することで、当該消火設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、必要とされる能力単位の数値の5分の1以上となるように設ける場合、当該消火設備は、政令第20条第1項第1号若しくは第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないこと。

(平成元年3月22日消防危第24号通知 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

4 電気設備の消火設備

規則第36条関係	・電気設備の消火設備
----------	------------

- 電気設備とは、電動機、電気加熱機器、変圧器、配電盤、地上ケーブルダクトその他これらに類する設備(照明、コンセント及びスイッチ類を除く。)をいう。なお、電気設備等の増設又は変更が予想される製造所等にあつては、原則としてエリア全体を電気設備のある場所とすること。
- 電気設備のある場所とは前(1)の場所が該当するものであり、電気配線、照明器具のみが存在する場所は該当しないものであること。
- 給油取扱所における電気設備のある場所については、建築物の床面積(床又は壁で区画されていないも

のについては、水平投影面積)及び屋外に設置する上記(1)に掲げる設備のある場所とすること。

- (4) 「電気設備のある場所」については、電気設備が専用の室(以下この第1において「電気設備室」という。)に設けられている場合は、当該電気設備室の床面積とする。また、この場合において、電気設備室に設けられていない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。

ア 電気設備が設けられた部分の周囲を水平距離5mで囲んだ部分の面積。この場合において、同一室内に2以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積とすること。

イ 電気設備が設けられた部分とその他の部分が、感電防止のための金網の柵で区画されている場合は、その区画された部分の床面積

## 5 消火設備の区分

政令別表第5関係	・消火設備の区分
----------	----------

- (1) 消火器の規格(昭和36年消防庁告示第7号)第2条第2項の規定により、大型消火器(第4種の消火設備)の能力単位は、A火災に適應するものにあつては10以上、B火災に適應するものにあつては20以上とする。

(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑「屋内貯蔵所又は屋外タンク貯蔵所の消火設備」)

- (2) 第3類危険物(金属ナトリウム)の消火薬剤(ナトレックス)は、規格に適合する消火器でないので、消火設備として認められないが、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。

なお、この場合における能力単位は、当該消火薬剤30kgをもって1単位とする。

(昭和45年5月26日消防予第104号質疑「金属ナトリウムの消火薬剤」)

- (3) 消火薬剤ナトレックスは、第2類危険物に対する消火設備として認められない。

(昭和47年1月6日消防予第2号質疑「第2類危険物(金属粉A・B)に対する消火薬剤の使用」)

- (4) 金属ナトリウムの消火薬剤(ナトレックス)と同種の消火薬剤(マイラックス)は、乾燥砂と同等以上の消火性能を有するものと認められる。

なお、この場合における能力単位は、当該消火薬剤30kgをもって1単位とする。

(昭和47年6月22日消防予第112号質疑「金属ナトリウムの消火薬剤」)

- (5) 「膨張ひる石」とは通常、バ-ミキュライトと呼ばれているものであり、また、「膨張真珠岩」とは、バ-ミライトと呼ばれているものであること。

(昭和46年7月27日消防予第106号通知「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」)

## 6 消火設備の区分

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
-------------	----------

消火設備の技術上の基準については、規則第29条から第32条の11及び第38条の3で定めるもののほか、別記34「消火設備」によるものとし、特に定めのないものについては施行令の規定を準用する。

## 7 消火設備の区分

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第29条関係	・所要単位及び能力単位
規則第30条関係	・所要単位の計算方法
規則第31条関係	・消火設備の能力単位



- (1) 金属ナトリウムの消火薬剤（ナトレックス又はマイラックス）の能力単位は30kgをもって1能力単位とする。

（昭和45年5月26日消防予第104号質疑 「金属ナトリウムの消火薬剤」）

（昭和47年6月22日消防予第112号質疑 「金属ナトリウムの消火薬剤」）

### 8 第1種消火設備の基準（屋内消火栓設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条関係	・第1種屋内消火栓設備の基準

規則第32条の規定によるほか、屋内消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

（平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」）

- (1) 屋内消火栓設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。

### 9 第1種消火設備の基準（屋外消火栓設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の2関係	・第1種屋外消火栓設備の基準

規則第32条の2の規定によるほか、屋外消火栓設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

（平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」）

- (1) 屋外消火栓設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。  
 (2) 塊状の硫黄専用の屋外貯蔵所において屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとすること。

（昭和54年7月30日消防危第80号通知 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」）

### 10 第2種消火設備の基準（スプリンクラー設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の3関係	・第2種スプリンクラー設備の基準

規則第32条の3の規定によるほか、スプリンクラー設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

（平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」）

- (1) スプリンクラー設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。  
 (2) 開放型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第13条の2第4項第1号二及びホに定める基準の例によること。  
 (3) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかのヘッドの有効射程内にあるように設けるほか、施行規則第13条の2第4項第1号及び第14条第1項第7号に定める基準の例によること。  
 (4) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、一斉開放弁又は手動式開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。

- ア 一斉開放弁の起動操作部又は手動開放弁は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが、1.5m以下の箇所に設けること。
- イ アに定めるもののほか、一斉開放弁又は手動式開放弁は、施行規則第14条第1項第1号（八を除く。）に定める基準の例により設けること。
- (5) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。
- (6) スプリンクラー設備には、施行規則第14条第1項第3号に定める基準の例により、各階又は放射区域ごとに制御弁を設けること。
- (7) 自動警報装置は、施行規則第14条第1項第4号に定める基準の例によること。
- (8) 流水検知装置は、施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5に定める基準の例によること。
- (9) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の配管の末端には、施行規則第14条第1項第5号の2に定める基準の例により末端試験弁を設けること。
- (10) スプリンクラー設備には、施行規則第14条第1項第6号に定める基準の例により消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に双口型の送水口を附置すること。
- (11) 起動装置は、施行規則第14条第1項第8号に定める基準の例によること。
- (12) 乾式または予作動式の流水検知装置が設けられているスプリンクラー設備にあっては、スプリンクラーヘッドが開放した場合に1分以内に当該スプリンクラーヘッドから放水できるものとする。
- (13) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (14) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

### 1.1 第3種消火設備の基準（水蒸気消火設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の4関係	・第3種水蒸気消火設備の基準

規則第32条の4の規定によるほか、水蒸気消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

（平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」）

- (1) 水蒸気消火設備の設置基準の細目については、別記3.4「消火設備」によること。
- (2) 予備動力源は、1時間30分以上水蒸気消火設備を有効に作動させることができる容量とするほか、屋内消火栓設備の基準の例によること。
- (3) 配管は、金属製等耐熱性を有するものであること。
- (4) 水蒸気発生装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。
- (5) 水蒸気発生装置及び貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。

### 1.2 第3種消火設備の基準（水噴霧消火設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の5関係	・第3種水噴霧消火設備の基準

規則第32条の5の規定によるほか、水噴霧消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

- (1) 水噴霧消火設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。
- (2) 水噴霧消火設備に二以上の放射区域を設ける場合は、火災を有効に消火できるように、隣接する放射区域が相互に重複するようにすること。
- (3) 高圧の電気設備がある場所においては、当該電気設備と噴霧ヘッド及び配管との間に電気絶縁を保つための必要な空間を保つこと。
- (4) 水噴霧消火設備には、各階又は放射区域ごとに制御弁、ストレーナー及び一斉開放弁を次のア及びイに定めるところにより設けること。
  - ア 制御弁及び一斉開放弁は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
  - イ ストレーナー及び一斉開放弁又は、制御弁の近くで、かつ、ストレーナー、一斉開放弁の順に、その下流側に設けること。
- (5) 起動装置は、スプリンクラー設備の基準の例によること。
- (6) 貯水槽等には、地震による震動等に耐えるための有効な措置を講ずること。
- (7) 加圧送水装置、呼水装置、予備動力源、操作回路の配線及び配管等は、屋内消火栓設備の例に準じて設けること。

### 1.3 第3種消火設備の基準（泡消火設備）

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の6関係	・第3種泡消火設備の基準

規則第32条の6の規定によるほか、泡消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

- (1) 泡消火設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。
- (2) 屋外貯蔵タンクに設ける半固定式消火設備（タンクに設ける泡を放射する固定の消火設備であって、泡混合装置及び加圧送水装置を有しないものをいう。）は、第3種消火設備として認めない。
 

(昭和51年1月16日消防予第4号通知「屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について」)
- (3) 屋外貯蔵タンク又は20号タンクに設置する第3種固定式泡消火設備の泡消火配管は2系統以上とし、1系統における泡放出口の個数は3個までとすること。ただし、3系統以上の場合にあっては、泡放出口の個数を4個までとすることができる。
- (4) 屋外貯蔵タンク又は20号タンクに設けられている第3種の泡消火設備の固定式泡放出口の数が、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示に適合していない場合は、次によること。
  - ア 増設対象は、著しく消火困難な施設となるタンクとする。ただし、分割形式のタンクで、1室の液表面積が25㎡以下の場合にあっては、この限りでない。
  - イ 増設改修時期について
    - (ア) 屋外タンク貯蔵所及び20号タンク（100kℓ以上）は、第4章「屋外タンク貯蔵所等の定期保安検査、内部点検等の基準」に定める内部開放点検時に実施すること。
    - (イ) (ア)以外の屋外タンク貯蔵所及び20号タンクについては、計画的に実施すること。
  - ウ 増設改修方法について
    - (ア) 増設改修は、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示により設置すること。

(4) 増設消火配管の系統は、上記(2)によるものとする。ただし、既設消火配管に制御弁を設置し、当該制御弁が防油堤外で、かつ、屋外貯蔵タンク又は20号タンクからおおむね15m以上の水平距離を確保して設置する場合は、この限りでない。

(5) 第3種泡消火設備に使用する泡薬剤として、合成界面活性剤は適用できない。

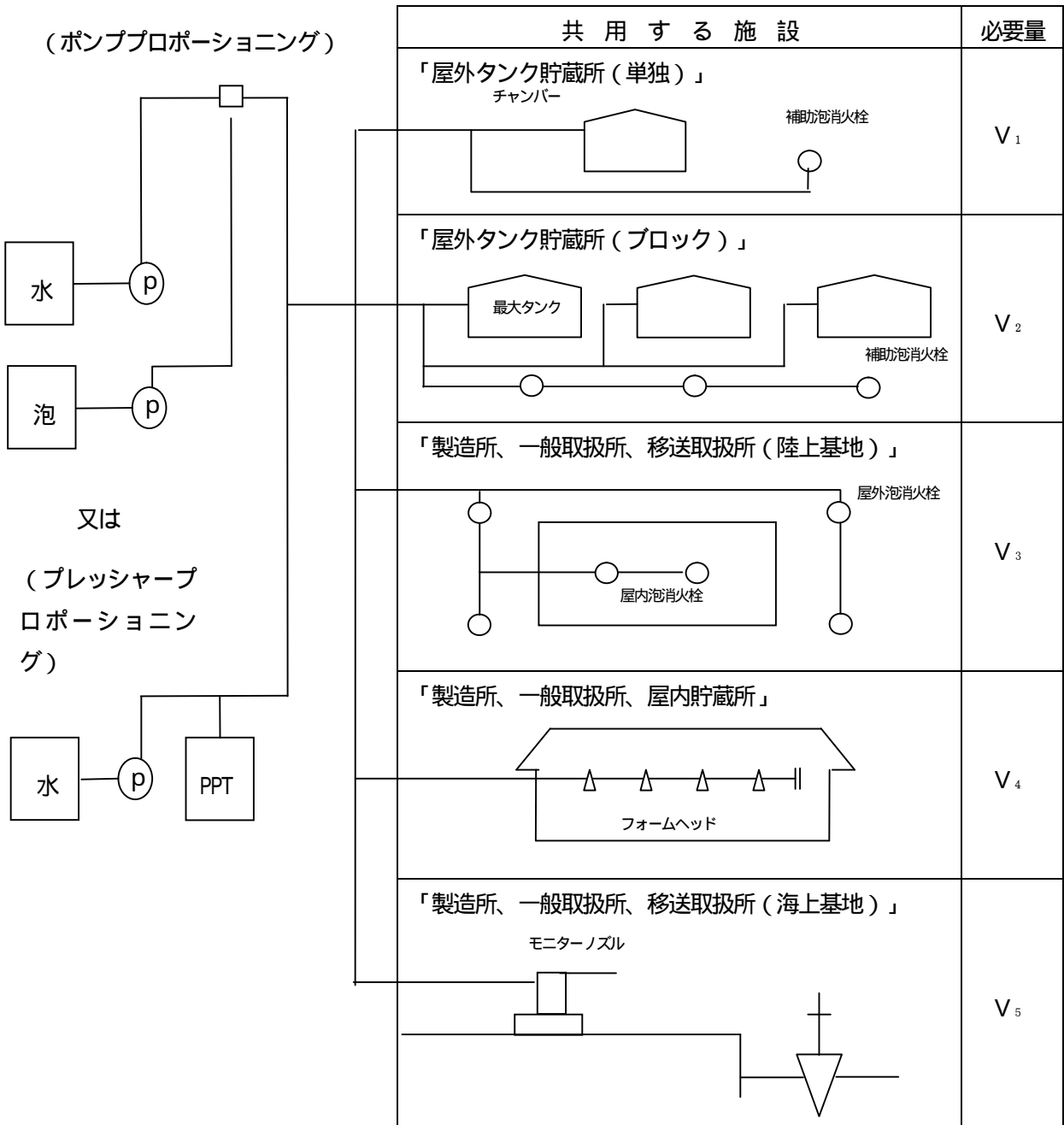
(昭和47年1月8日消防第14号質疑「固定消火設備として使用する泡薬剤の種類」)

(6) 第3種の消火設備のうち泡消火薬剤のタンクを共用する場合の必要泡薬剤の量及び泡消火薬剤の選定については、次によること。

ア 泡消火薬剤を共用する場合の必要泡薬剤の量は、共用する個々の施設ごとに必要量を算出し、そのうち最大量を必要とする施設の量に、共用する他の施設の必要量の10%を加算した量以上の量とする。

イ 共用例示

以下の図によるものとする。



ウ  $V_1 \sim V_5$  の計算方法

(ア)  $V_1 = (\text{エアフォ - ムチャンバ - 吐出量} + \text{補助泡消火栓量} + \text{配管充満量}) \times \text{消火薬剤希釈容量濃度}$

a エアフォ - ムチャンバ - 吐出量：必要泡水溶液量  $\times$  液表面積

b 補助泡消火栓放射量：400ℓ / min  $\times$  20min  $\times$  3個 (3個未満のときは、その個数)

c 配管充満量：通液する全ての泡消火配管内を満たすに要する泡水溶液量

最大以外のタンクの必要量 (注)

(イ)  $V_2 = \text{タンクごとにアにより計算した} V_1 \text{ のうち最大必要量} + \frac{\text{最大以外のタンクの必要量 (注)}}{10}$

10

(注) 同一防油堤の共用補助泡消火栓量及び共用配管部分の量を除く。

(補助泡消火栓はタンクごとではなく、一の防油堤ごとに設置することで足りる。)

(ウ)  $V_3 = (\text{屋外又は屋内泡消火栓放射量} + \text{配管充満量}) \times \text{消火薬剤希釈容量濃度}$

a 屋外泡消火栓放射量：400ℓ / min  $\times$  30min  $\times$  4個 (4個未満のときは、その個数)

b 屋内泡消火栓放射量：200ℓ / min  $\times$  30min  $\times$  4個 (4個未満のときは、その個数)

c 配管充満量：通液する全ての泡消火配管内を満たすに要する泡水溶液量

(注) 同一製造所等内で屋外及び屋内泡消火栓を有する場合、いずれかの最大必要量で足りる。

(エ)  $V_4 = (\text{フォ - ムヘッド放射量} + \text{配管充満量}) \times \text{消火薬剤希釈容量濃度}$

a フォ - ムヘッド量：6.5ℓ / min / m<sup>2</sup>  $\times$  10min  $\times$  ヘッドの設置個数が最も多い放射区域

b 放射区域：100 m<sup>2</sup>以上 (防護対象物の表面積が100 m<sup>2</sup>未満であるときは、当該表面積) とする。

c 配管充満量：通液する全ての泡消火配管内を満たすに要する泡水溶液量

(オ)  $V_5 = (\text{モニタ - ノズル放射量} + \text{配管充満量}) \times \text{消火薬剤希釈容量濃度}$

a モニタ - ノズル放射量：1900ℓ / min  $\times$  30min  $\times$  ノズル数

b 配管充満量：泡消火配管内を満たすに要する泡水溶液量

エ 共用する場合の必要泡薬剤保有量 (V)

最大以外の施設の必要量

$V = V_1 \sim V_5$  までのうち最大必要量 +

$\frac{\text{最大以外の施設の必要量}}{10}$

オ 同一製造所等内で施設が複数独立して存在している場合の必要泡薬剤保有量

建物、架構又は規則第33条第1項第1号に規定する床面からの高さが6m以上の部分において危険物を取り扱う設備を有するもの等 (以下「建物等」という。) が複数独立して一の製造所等を構成している場合は、建物等のそれぞれの必要泡薬剤量を算出し、そのうちの最大量を必要とする建物等の量に、他の建物等の必要量の10%を加算した量以上の量とする。

カ 著しく消火困難な製造所等の泡消火薬剤の選定

(ア) 政令第20条 (別表第5) に基づき第3種泡消火設備が適応する対象物

a 建築物その他の工作物

b 危険物

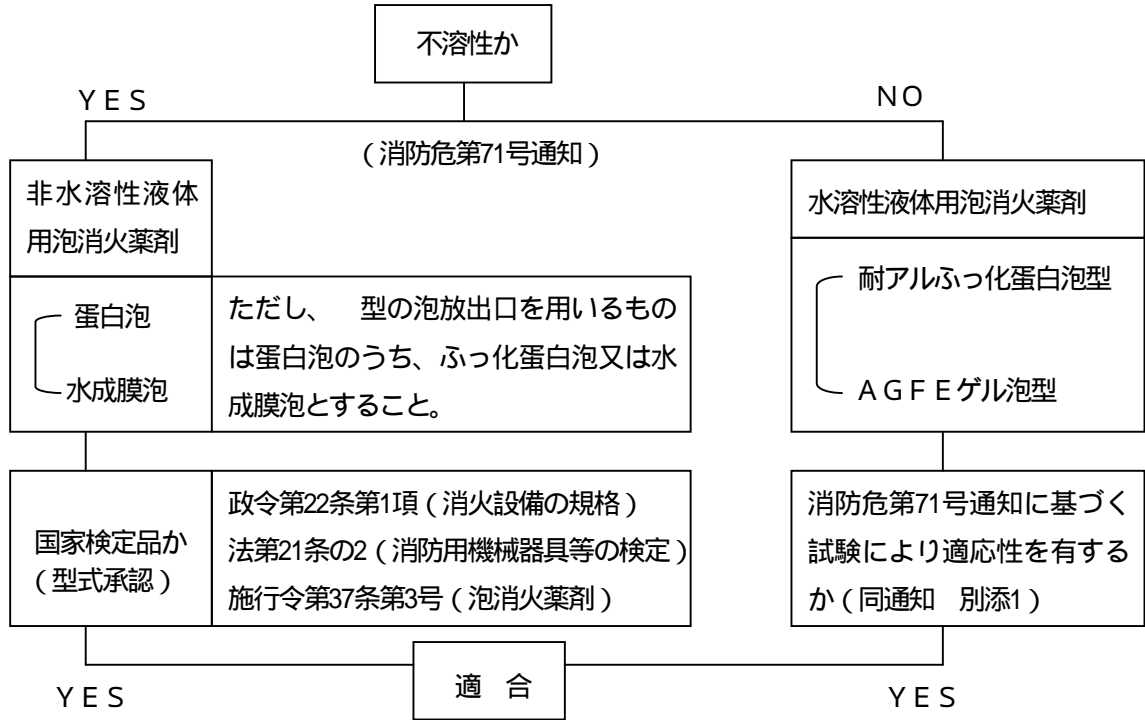
1類 (アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むものを除く)

2類 (鉄粉・金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含むものを除く)

3類 (禁水性物品を除く。)

4~6類

(1) 危険物に対する消火薬剤の適応性



注1 不溶性とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満の危険物をいう。

2 不溶性でない液体危険物に対する消火薬剤の国家検定はない(施行令第37条第3号、施行規則第34条の3にて除外)

3 不溶性でない液体危険物に対する消火薬剤の使用規定

(平成元年3月22日消防危第24号通知「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

4 不溶性でない液体危険物に対する消火薬剤の適応性を確認するための試験方法の規定

(平成3年6月19日消防危第71号通知「消火設備及び警報設備に関する運用指針の一部改正について」)

5 型とは、固定屋根構造のタンクの底部泡注入法に用いるもので、送泡管から泡を放出する泡放出口をいう。

(平成元年3月22日消防危第24号通知「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

(7) 第4類の危険物のうち、水に溶けないもの以外の物に用いる泡消火薬剤については、水溶性液体用泡消火薬剤であって、「製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」別表第5又は別表第6に定める試験において消火性能を確認したものであれば、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」(昭和50年12月9日自治省令第26号)第2条に定める泡消火剤の種別にかかわらず、当該泡消火薬剤を用いて差し支えない。

(平成24年3月30日消防危第92号質疑「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

1.4 第3種消火設備の基準(不活性ガス消火設備)

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の7関係	・第3種不活性ガス消火設備の基準
製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示	

規則第32条の7の規定によるほか、不活性ガス消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

- (1) 不活性消火設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。
- (2) 二酸化炭素消火設備の制御盤、操作箱及び閉止弁に係る構造、機能等については、「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」(平成4年2月5日消防予第22号通知、消防危第11号通知)によること。

なお、当該基準に適合するものには、一般財団法人日本消防設備安全センターに設けられた消火設備等認定委員会において、以下の認定証票が貼付する認定制度があることに留意すること。

< 認定証票 >



- (3) 二酸化炭素消火設備の安全対策については、「二酸化炭素消火設備の安全対策について」(平成8年9月20日消防予第193号通知、消防危第117号通知)及び「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」(平成9年8月19日消防予第133号通知、消防危第85号通知)によること。
- (4) 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号において、不活性ガス消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されている。このことについて、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所等に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物が取り扱われている場合であっても、当該製造所等は、「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として取り扱うこと。

(平成24年3月30日消防危第92号質疑「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

- (5) 「製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号表中の製造所等の区分のうち、「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1000立方メートル未満であるもの」に該当しない製造所等に窒素、IG-55若しくはIG-541の不活性ガス該当製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性及当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、政令第23条を適用して、当該消火設備を設置することが可能である。

(平成24年3月30日消防危第92号質疑「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

15 第3種消火設備の基準(ハロゲン化物消火設備)

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
-------------	----------

規則第32条の8関係	・第3種ハロゲン化物消火設備の基準
製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示	

規則第32条の8の規定によるほか、ハロゲン化物消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

- (1) ハロゲン化物消火設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。
- (2) ハロゲン化物消火設備・機器の使用等については、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(平成3年8月16日消防予第161号通知、消防危第88号通知)及び「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等に係る質疑応答について」(平成3年9月20日消防予第190号、消防危第99号質疑)によること。
- (3) (1)のほか、ガス系消火設備の使用等については「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成7年5月10日消防予第89号通知)及び「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」(平成8年12月25日消防予第265号通知、消防危第169号通知)によること。
- (4) 「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号において、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、製造所等の区分に応じてその種別が規定されている。このことについて、ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、当該製造所等に設置される危険物を取り扱う設備等において少量の潤滑油や絶縁油等の危険物が取り扱われている場合であっても、当該製造所等は、「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条に規定されている「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等」として取り扱うこと。

(平成24年3月30日消防危第92号質疑「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

- (5) 「製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示」第5条第2号表中の製造所等の区分のうち、「ガソリン、灯油、軽油若しくは重油を貯蔵し、又は取り扱う製造所等であって、防護区画の体積が1000立方メートル未満であるもの」に該当製造所等にHFC-23若しくはHFC-227eaのハロゲン化物消火剤を放射する消火設備を設置する場合、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物に対する有効性や当該消火設備が設置される防護区画の構造等から、防火安全上支障がないと認められる場合には、政令第23条を適用して、当該消火設備を設置することが可能である。

(平成24年3月30日消防危第92号質疑「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」)

### 16 第3種消火設備の基準(粉末消火設備)

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の9関係	・第3種粉末消火設備の基準

規則第32条の7の規定によるほか、粉末消火設備の基準の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

- (1) 粉末消火設備の設置基準の細目については、別記34「消火設備」によること。

### 17 第4種消火設備の基準

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
-------------	----------



規則第32条の10関係	・第4種の消火設備の基準
-------------	--------------

- (1) 平家建（架構形式を含む）以外の防護対象物については、階ごとに設置すること。
- (2) 規則第32条の10ただし書は第1種、第2種又は第3種の消火設備と併置する場合の第4種の消火設備についての緩和規定であり、第4種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。

#### 18 第5種消火設備の基準

政令第20条第2項関係	・消火設備の基準
規則第32条の11関係	・第5種の消火設備の基準

- (1) 製造所等に設置する第5種の小型消火器については、10型以上とすること。
- (2) 平家建（架構形式を含む）以外の防護対象物については、階ごとに設置すること。
- (3) 電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の各部分から一の消火設備に至る歩行距離が2.0m以下となるように設置すること。
- (4) 規則第32条の11ただし書は第1種、第2種、第3種又は第4種の消火設備と併置する場合の第5種の消火設備についての緩和規定であり、第32条の11ただし書は第1種から第4種までの消火設備と併置する場合の第5種の消火設備の緩和規定であるが、第5種の消火設備の設置を免除するものではなく、防護対象物から設置場所に至る歩行距離等に関する規定を適用しないことを定めたものであること。

## 第2 警報設備

### 1 警報設備の基準

政令第21条関係	・警報設備の基準
規則第36条の2関係	・警報設備を設置しなければならない製造所等
規則第37条関係	・製造所等の警報設備
規則第38条関係	・警報設備の設置の基準

#### (1) 自動火災報知設備

規則第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次のとおりとすること。

(平成元年3月22日消防危第24号通知、平成3年6月19日消防危第71号、平成24年3月30日消防危第90号「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」)

ア 感知器等の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。

イ 前アに定めるほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

#### (2) 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第24条第4項及び施行規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。

#### (3) 警報設備の基準については、政令第21条の規定によるほか施行令第21条から第24条(第21条の2及び第22条を除く。)まで及び消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)第23条から第25条の2(第24条の2の2から第24条の3を除く。)までの規定を準用する。

#### (4) 屋内給油取扱所における自動火災報知設備については次によること。

(平成元年5月10日消防危第44号質疑)

ア 規則第25条の7に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に自動的に、かつ、有効に報知できる自動火災報知設備その他の設備」とは、一般的には、自動火災報知設備をいうものと解してよい。

イ 政令第17条第2項第1号に規定する「自治省令で定める設備」は、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分で発生した火災を屋内給油取扱所の部分に報知できるものである必要はない。

ウ 規則第25条の7及び第38条第2項に規定する自動火災報知設備の設置方法について

(ア) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されていない場合は、次図のとおりでよい。

図1(上階を有する場合)

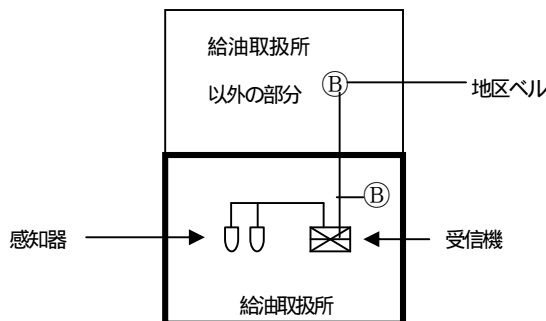
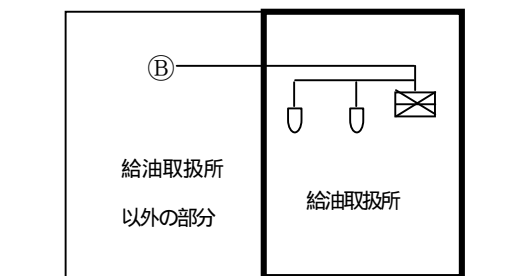
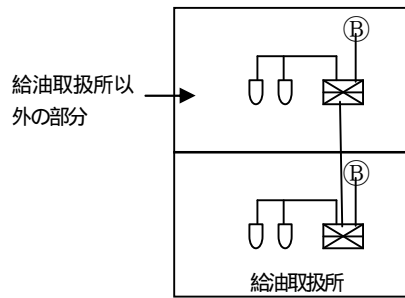


図2(平家の場合)



#### (イ) 給油取扱所以外の部分に自動火災報知設備が設置されている場合

- a 建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外に設置されている受信機と接続し、地区ベル(地区音響装置)を兼用することができる。



b a の場合、屋内給油取扱所の受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の受信機と兼用することはできない。

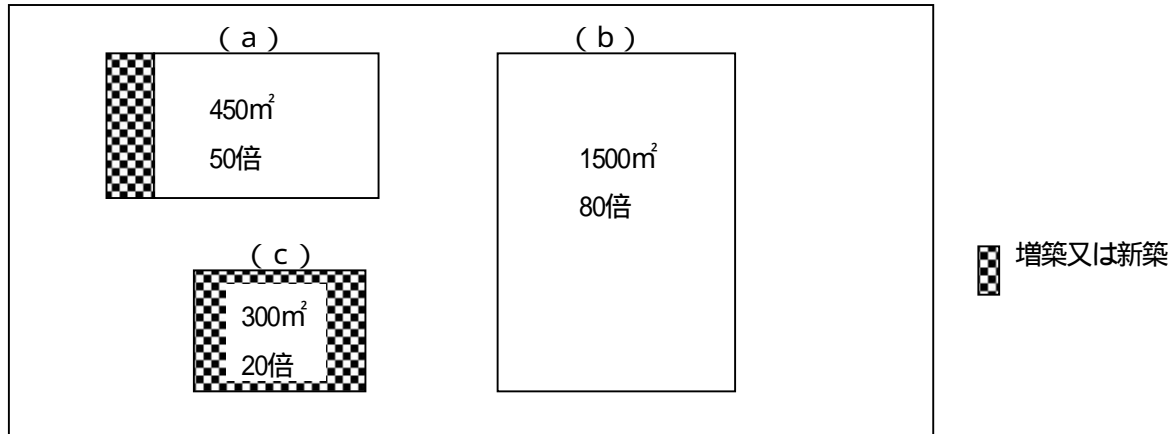
c 受信機を建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分以外の部分に設けず屋内給油取扱所に設けて兼用する場合は、政令第17条第2項及び第21条の規定上は差しつかえない。

エ 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、警備会社に警備を委託することは可能である。

オ 一面開放の屋内給油取扱所（上階なし）の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか、規則第25条の4第1項第1号の用途に供する部分とする。

- (3) 指定数量の倍数が100以上又は建築物の延べ面積が500㎡以上（複数の建築物の延べ面積の合計が500㎡以上である場合を含む。）の既設の製造所又は一般取扱所において、増築後複数の建築物となる場合（増築等の変更後において、複数の建築物の延べ面積の合計が500㎡以上となる場合を含む。）、一の建築物の延べ面積が500㎡未満又は指定数量の倍数が100未満であっても、増築後の建築物の棟全体に自動火災報知設備を設置するものとする。（10㎡未満の増築を除く。）

例図：（指定数量の倍数が150の製造所又は一般取扱所）



上記の例図の場合、(a)及び(c)についても棟全体に自動火災報知設備の設置を要する。

### 第3 避難設備

#### 1 避難設備の基準

政令第21条の2関係	・避難設備の基準
規則第38条の2関係	・避難設備を設置しなければならない製造所等及びその避難設備

(1) 給油取扱所の2階部分を規則第25条の4第1項第2号に掲げる店舗、飲食店、又は展示場の用途に用いる建築物には、当該建築物の2階から直接給油取扱所の敷地外へ通ずる避難口である出入口並びにこれに通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

(平成元年3月3日消防令第15号通知「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」)

(2) 一方開放の屋内給油取扱所で敷地外に直接通ずる避難口が設けられ、かつ、壁等により区画された事務所等を有するものにあつては、当該事務所等の出入口、避難口並びに当該避難口に通ずる通路、階段及び出入口に誘導灯を設けること。

(平成元年3月3日消防令第15号通知「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」)

(3) 誘導灯の設置については、次によること。

(平成元年3月3日消防令第15号通知「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」)

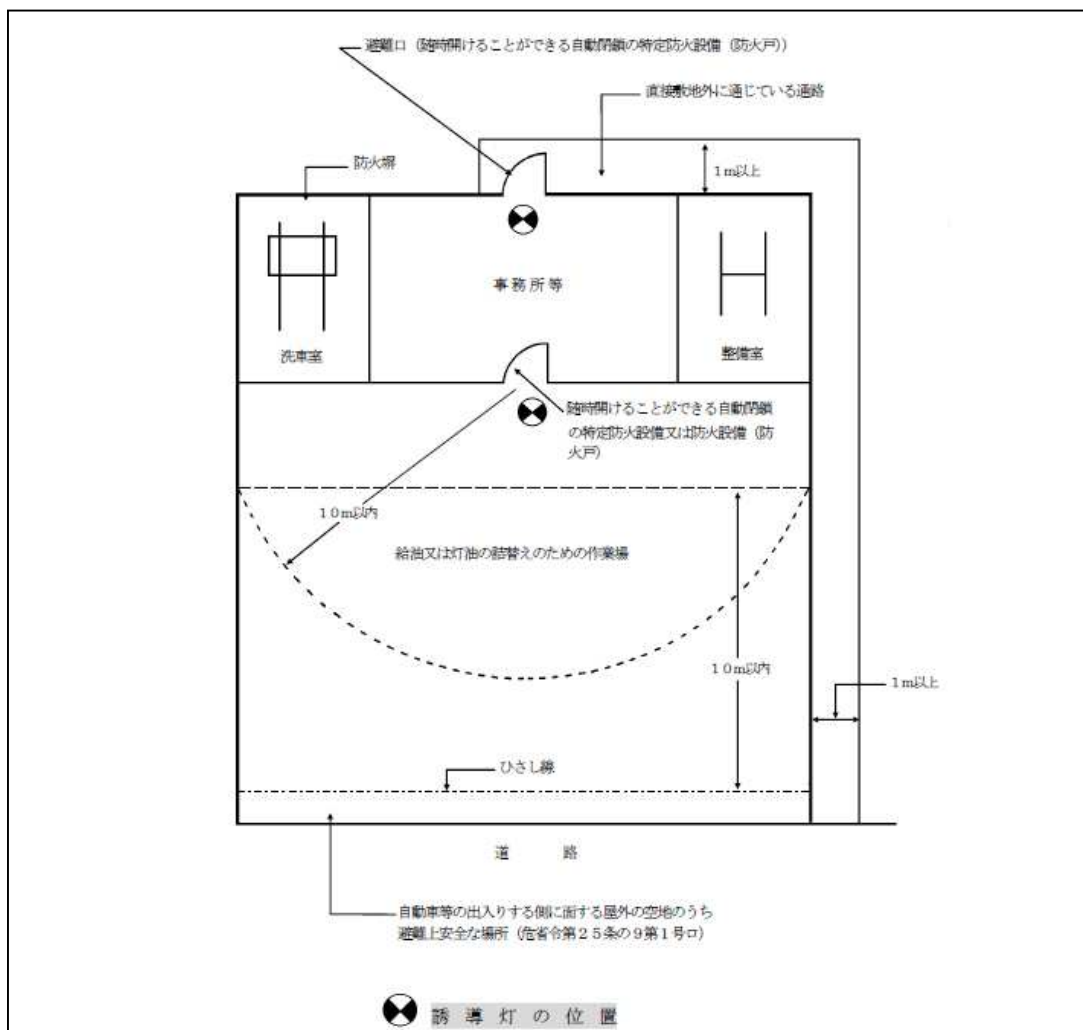
(平成元年5月10日消防令第44号通知「給油取扱所に設ける誘導灯の種類について」)

ア 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。

イ 誘導灯は、A級、B級、又はC級のいずれの種類のものであつても差し支えないものであること。

ウ 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。

#### <一方開放の屋内給油取扱所の避難設備の設置例>



## 第4 消火設備及び警報設備の規格

### 1 消火設備及び警報設備の規格

政令第22条関係	・消火設備及び警報設備の規格
施行令第37条関係	・検定対象機械器具等の範囲
施行令第41条の2関係	・自主表示対象機械器具等の範囲

消火設備及び警報設備の規格等については、以下の省令によること。

- (1) 消火設備及び警報設備の規格は、法第21条の2第2項又は法第21条の16の3第1項の規定に基づく総務省令で定める技術上の規格
  - ア 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）
  - イ 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第28号）
  - ウ 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年12月9日自治省令第26号）
  - エ 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和43年9月19日自治省令第27号）
  - オ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年1年29日自治省令第2号）
  - カ 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年1月29日自治省令第3号）
  - キ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年1月12日自治省令第2号）
  - ク 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年1年18日自治省令第2号）
  - ケ 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和50年9月26日自治省令第19号）
  - コ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）
  - サ 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第18号）
  - シ 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第19号）
  - ス 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）
- (2) 消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令（昭和52年2月28日自治省令第3号）
- (3) 消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（昭和52年10月29日自治省令第20号）
- (4) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和57年自治省令第24号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（昭和57年11月20日自治省令第25号）
- (5) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（昭和59年自治省令第18号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（昭和59年9月27日自治省令第25号）
- (6) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年12月22日総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令（平成22年12月22日総務省令第112号）
- (7) 技術上の規格に適合する消防用機械器具等及び消火設備等を供用することができる日を定める件（昭和52年10月29日自治省告示第194号）（昭和57年11月20日自治省告示第201号）（昭和59年10月1日自治省告示第155号）
- (8) 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年12月22日総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件（平成22年12月22日総務省告示第440号）